



諸外国のケアラー支援から日本のこれからを考える

—台湾家族介護者協会 (TAFC) の30周年記念国際会議に参加して—

日本ケアラー連盟理事 山口麻衣

2026年6月、「台湾家族介護者協会(Taiwan Association of Family Caregiver)」の30周年記念国際会議に参加し、日本のケアラー支援に関する報告もしました。世界で長年ケアラー支援に取り組んでいる他国の実践や政策動向を知るとは、新たな発想でケアラー支援を考えることができ、力づけられました。

2010年に発足した日本ケアラー連盟は2030年に20周年を迎えます。2030年に日本各地でケアラー支援の輪が広がっていることを期待しています。

●TAFC30周年記念国際会議開催

—「ケアに自由を(Freedom in Caregiving)」—

1996年設立の「台湾家族介護者協会」(以下、TAFC)の30周年記念国際会議が「国家、企業、地域社会、家庭の協働:グローバルな家族介護者運動と台湾の次なる一步」をテーマとして開催され、多数の台湾の報告の他、英国、オーストラリア、カナダ、日本のケアラー支援に関する報告がありました。私も「日本の仕事とケアの両立政策」に関して話す機会をいただきました。同会議は「ケアに自由を(Freedom in Caregiving)」をスローガンとして掲げ、そのスローガンが示されたタオルを全員で広げて写真を撮ってアピールし、これまでの30年のケアラー支援を祝うとともに更なる発展を誓った、とても充実した会議でした。

●台湾の取り組み

—介護者の権利を守る—

台湾では2017年からの長期介護計画2.0が、2026年に長期介護計画3.0(2026-2035)に改訂されました。台湾の介護保険制度の特徴として、高齢者に限

定されず障がい者も含んでいること、制度の中に家族介護者が対象として含まれること、全国に190以上の家族介護者サポートセンターがあることがあげられます。TAFCは家族介護者サポートセンターの運営、介護者ホットライン、介護者レスパイト、ケアラーズカフェ運営などの事業を受託しています。TAFCは世界人権宣言を参考に、2025年に家族介護者の権利宣言を示し、介護者が義務ではなくケアすることを選択してケアを提供する権利、十分に休む権利、ケアすることの社会への貢献が認知され公平に補償が得られる権利など10の権利を掲げています。

このようにTAFCが長年、介護者の権利を守るために国に働きかけ、ケアラー支援の実績をあげてきた取り組みは、ケアラー支援やケアラー支援法制定に取り組む日本にとって参考になります。外国人ケアワーカーの個人による家庭内雇用が多いことなど日本との違いもありますが、「家族介護者ゼロ時代」や「介護の悲劇(介護殺人)」など共通の課題も報告されていました。日本では8050問題は主に50代のひきこもり等の子をもつ80代の親の問題として捉えられることが多いですが、台湾では、「8050」(80代の親が

50代の障がいをもつ子をケアする問題)、

「5080」(50代の子が80代の親をケアする問題)、「8080」(80代の夫婦間の老老介護の問題)と区別されているのが印象的でした。この他ヤングケアラーのことも徐々に取り組まれています。



「ケアに自由を」のスローガンが示されたタオル



「相互レスパイトケア」事業

パイロット事業として興味深かったのが、「相互レスパイトケア」事業です。これはアプリで家族介護者が登録し、マッチングを行い、コミュニティの場を活用し、ケアワーカーとともに、1名から3名の家族介護者がボランティアとして要介護者4人から12人までをケアしたり、食事や活動をするというもので、スーパーバイザーもいます。この取り組みの間、要介護者の家族介護者にとってはレスパイトとなります。1日このようなシフトに入ると、2日分の自分にとってのレスパイトが得られる仕組みになっており、時間バンクのように貯めておくこともできます。2020年から始まったこの事業は2025年には15カ所となり、長期介護計画3.0の中での取り組みも目指されているようです。血縁の家族による自宅での1対1のケアから、開かれた場での複数の血縁を超えたボランティアとしての支え合いとなり、専門のケアワーカーも協働することで、人材不足のなかでもレスパイトを確保し、また、他の家族介護者やケアワーカーとのふれあいの場ともなる効果があります。認知症の母を介護するワーキングケアラーの息子の事例では、勤務日の週5日はデイサービス利用で、週末に「相互レスパイトケア」事業に参加することで、週に1日レスパイトが得られるとともに、ボランティアとして参加する際に、ケアワーカーが行う認知症の方への対応方法を学べ、母親への向き合い方を変えられたことが報告されていました。発想を変え、つながりを作り、フォーマル・インフォーマルな担い手が協働するこの事業は日本でも実践してみたい取り組みです。

●英国の取り組み ーデジタルやAI活用の課題もー

台湾以外の国の報告も海外のケアラー支援を学ぶ機会となりました。台湾では介護休業制度が不十分ということで、ワーキングケアラー支援が本会議のテーマの一つとなっていました。英国はCarers UK（1965年設立）のEmily Holzhausen氏の報告でした。Carers UKは5万人の会員がおり、「Employer for Carers（ケアラーに優しい雇用者の会）」では250組織の300万人の従業員が対象となっているそうです。

ケアラーの健康やウェルビーイングを守ることやヤングケアラーの支援の大切さも語られていました。また、テクノロジーやAIを活用としたケアが広がっているなかで、ケアラーがいつもデジタル活用を促され負担になる点やデジタルデバイドの問題があるとの指摘もありました。デジタルやAI活用については会議のなかでも議論され、今後のグローバルなケアラー支援の課題だと感じました。

●オーストラリアの取り組み ー睡眠不足・孤独・終了が課題ー

オーストラリアはCarers Australiaの元CEO、IACO（国際ケアラー組織連盟）の元副プレジデントのAra Cresswell氏の報告でした。オーストラリアには全人口の約12%にあたる300万人のケアラーがおり、そのうち主たるケアラーは120万人、その約44%が自身も障がいをもっているそうです。2010年にオーストラリアケアラー認識法（the Australian Carer Recognition Act）が制定されており、ケアラー手当（6カ月以上継続したケアラーへの所得補償プログラム）とケアラー給付（所得補助）等の経済的支援が規定されています。また、2015年から導入されたCarer Gatewayという、全国のどのケアラーも無償でウェブサイトや電話でアクセスできるサポートやサービスに関する情報サービスがあり、そこではケアラー向けのオンライン研修やピアサポートの体制もあります。政府によるケアラー国家戦略

（National Carer Strategy 2024-2034）も策定され、国レベルのケアラー支援体制が整備されているオーストラリアにおいて、まだ十分にできていない点として、ケアラーの睡眠不足、孤独、ケアラーであること



30周年記念国際会議の報告集の表紙



の終了 (End of the Carer Journey) の3つの課題を示していました。どれも日本でも重要な課題です。

●カナダの取り組み

ー長期ケアにフレンドリーな職場づくりー

カナダはMcMaster大学のAllison Williams教授による長期ケアにフレンドリーな職場づくりの国際的な取り組みについての報告でした。カナダでは19歳から70歳までの労働人口の4人に1人はケアラーで、ワーキングケアラーの多くはフルタイム (女性の74%、男性の88%) で働いています。中小企業向けのケアラーを含めた政策 (Carer-Inclusive Policies) の導入

にむけた重要要素に関するスタンダードを示し、準備、実施、事後評価のシステムを研究開発した内容について報告がありました。2021年に公表されたISO25551『高齢化社会－介護者を含む組織の一般的な要件とガイドライン』は同氏の研究を中心に開発されたものです。この他、ケアラーを含めた政策の推進のための、さまざまなツールやリソースが紹介されました。日本でもさらなる経営者への働きかけが必要です。

＊ IACOがとりまとめた海外のケアラー支援の状況がわかるグローバルレポートの日本語版(2022年9月)が日本ケアラー連盟の以下のサイトからダウンロードできます。

<https://carersjapan.com/publications/>

進む国・自治体の取り組み

個別法令における「ケアラー支援」の動向

今回は、いわゆる「家族支援」が盛り込まれている既存の主な個別法令を紹介します。各法令には「家族支援」「養護者支援」「保護者支援」などとさまざまに定義され、多くの場合「介護役割支援」に留まっており、「ケアラー支援」の認識には至っていません。その「家族支援」や「養護者支援」自体もいまだ十分とは言えない状況です。

私たちは、ケアラーがどこに住んでいても、誰をどのような状況でケアしていても、その人権が尊重され社会的に支援されるよう「ケアラー支援基本法 (仮称)」を求めて取り組んでいます。

既存の主な個別法令

- ①発達障害者支援法(2005年4月施行・2016年8月改正)
発達障害者の家族等への支援が盛り込まれ、発達障害者支援センターで当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるよう配慮する。
- ②高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(2006年4月施行・2018年4月改正)
第2章「養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援」において、養護者の負担の軽減のために、相談・指導及び助言その他必要な措置を講じる。
- ③障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(2012年10月施行)
養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる。
- ④健康保険法・高齢者医療確保法(2014年・2022年診療報酬改定)

多様なケアラーの多様なニーズや課題に対応するためには、ケアラーを支援の対象と明確に位置づけ、誰も制度の隙間に落ち込むことのないよう、ケアに関する個別の課題やニーズのための個別法令とは別に、総合的に支援する法令が必要と考えているからです。

多様なケアとケアラーへの支援を、横断的にカバーする「ケアラー支援基本法 (仮称)」の制定を目指して取り組むにあたり、個別法令と“法令にカバーされない”多様なケアラーを視野に、皆さまと共に検討していきたいと思います。

2014年改定:在宅療養中の要介護者のレスパイト入院(地域包括ケア病床)を導入。

2022年改定:入院支援加算の対象にヤングケアラーを含む。

- ⑤医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律(2021年9月施行・2026年7月改正・2027年4月施行)

在宅の医療的ケア児とその家族の支援に向けた、在宅生活支援、社会生活支援、経済的支援等。改正法では、新たに重症心身障害者を支援対象に加え、「18歳の壁」解消等。

- ⑥共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年1月施行)

「認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる」(第3条基本理念の⑤)。

- ⑦介護保険法関係(2024年度介護報酬改定)

介護に取り組む家族等への支援(第9期基本指針2023年7月)。「ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減



のための取り組みを進める」

⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(2024年度障害福祉サービス等報酬改定) 家族のニーズや状況に応じた支援の提供促進の観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直し等。

⑨子ども・若者育成支援推進法改正(2024年6月施行) 「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」の「18歳で切れ目のない支援」が「自治体の努力義務」に。新たな「ヤングケアラー支援プラン」

(2026年3月)で、家族全体への支援の推進等。

⑩育児・介護休業法改正(2025年4月施行) 介護休業できる労働者の要件緩和、介護離職防止のための環境整備、介護に直面する労働者への個別周知や意向確認など、企業の努力義務化。

⑪高次脳機能障害者支援法(2026年4月施行) 高次脳機能障害者「見えない障害」への理解、自立と社会参加の確保。生活全般のサポート(支援センターの設置)の環境として、家族サポートの推進。

2026年度定時総会を開催しました

6月13日(土)、2026年度日本ケアラー連盟定時総会を開催し、リモート会議システムを利用し、各自参加しました(出席者21名 書面議決39名)。総会の司会を田中悠美子理事、議長を堀越栄子代表理事が務め、第1号議案から第4号議案まで、満場意義なく原案通り承認されました。

会員の方々からは、全国組織なので、来年は対面で開催して意見交換する場を設けてほしい、全国

の会員同士の繋がりを構築したいという意見があり、次年度より改善していくことになりました。

総会終了後、今春発行した「政策提言集」についてのミニ勉強会(講師は政策提言チームの太田黒周理事)と、短い時間ではありましたが自己紹介や地域情報の共有があり、和やかな情報交換の場となりました。

今年度は、ケアラー支援の法制化及び条例化の加速を図ります。会員の皆さま、一緒に活動してまいりましょう。地域の情報もぜひお寄せください。どうぞよろしくお願いいたします。(代表理事 堀越栄子)

お知らせ

●「ビジネスケアラー」から「ワーキングケアラー」への呼称切り替えの推進に関する声明を公表しました

全国介護者支援団体連合会と連名で声明を公表しました。「仕事をしながら家族等の介護をする人」について、2023年より「ビジネスケアラー」(経済産業省)という呼称が用いられてきましたが、当事者(ケアラー)も支援団体も大きな困惑がありました。私たちはこれに替わり「ワーキングケアラー」を用いるよう広く社会に訴えています。<https://carersjapan.com/recommendations/>

●「ケアラー支援フォーラム2026」を開催します

12月6日(土)13:30~16:30、I部講演「進む海外のケアラー支援」、II部「多様なケアラー:リレートーク」を対面とオンラインにて開催します。多世代で多様なケアラーの声やニーズを可視化し共有し、ケアラーがどこに住んでいても、どのようなケアをしていても社会的支援の手が届くよう、その必要性を改めて社会に発信します。

ご参加をお待ちしています。詳しくは、同封のチラシ及びHPをご覧ください。<https://carersjapan.com/>

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

《年会費》正会員(社員): 5,000円/年 *総会の議決権があります。
応援会員(個人): 1口 2,000円/年
応援会員(団体): 1口 10,000円/年

《定款》 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

《入会申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。
<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています(HPをご覧ください)。

《寄付申込み》 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号: 00100-9-789904

加入者名: 一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号: 2958743

(普通) 口座名: 一般社団法人日本ケアラー連盟